

総合せき損センターにおける公的研究費の間接経費の取扱いに関する規程

制定 平成27年8月1日

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合せ）」（以下「共通指針」という。）に基づき、総合せき損センターにおける公的研究費の間接経費の取扱いに関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で国又は独立行政法人（以下「機関」という。）から交付等された経費で、当院の責任において管理すべき経費をいう。
- (2) 「直接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴い、研究計画の遂行に直接必要な経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴い、当院の研究活動の管理・運営等に必要経費として、当院が使用する経費をいう。
- (4) 「研究者」とは、公的研究費を得た当院の役職員等をいう。

(間接経費の納付)

第3条 研究者は、公的研究費を交付された場合は、間接経費を当院に納付する旨申し出なければならない。

- (1) 間接経費の受入に係る事務は、当院会計課が行う。

(間接経費の使途)

第4条 間接経費は、次の各号に定める事業に充てるものとする。

- (1) 当院の研究環境の改善及び研究機能の向上
- (2) 当該研究者の研究環境の改善
- (3) その他、共通指針の別表1に準ずる内容

2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

(間接経費の管理)

第5条 間接経費の管理は、当院会計課長が行う。

- 2 会計課長は、間接経費の執行に係る補助簿を作成し、間接経費を適正に管理しなければならない。
- 3 会計課長は必要に応じ、会計が管理する間接経費の執行状況について、院長に報告するものとする。

(間接経費の繰越)

第6条 間接経費（基金分）は、譲渡を受けた研究課題の補助事業期間内であれば、事前の手続きを経ることなく次年度以降に使用できるものとする。間接経費（補助金分）は、原則として次年度に持ち越して使用することはできない。

(研究者の転出等)

第7条 研究者が他の研究機関等に転出、退職又は当該研究を廃止した場合の取扱いは、当院に公的研究費を交付した機関の定めるとおりとする。

(実績報告)

第8条 院長は、当院に公的研究費を交付した機関から間接経費に係る実績報告書の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究部長の意見を聴いて、院長が定める。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この改正は、平成28年4月1日から施行する。